

令和8年度 埋蔵文化財発掘調査業務仕様書

逗子市教育委員会

1. 業務の目的

本業務は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第99条に基づいて逗子市教育委員会が実施する周知の埋蔵文化財包蔵地等における試掘確認調査及び本発掘調査等における調査作業を行うものである。

2. 業務の対象

本業務の対象となる箇所は、逗子市遺跡分布図（別添）に示す周知の埋蔵文化財包蔵地のほか、逗子市教育委員会が指定する箇所とする。

3. 業務の期間

本業務の期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとし、このうち稼働日は教育委員会の指定する日とする。

4. 契約方法

単価契約とする。

5. 業務の内容

本業務は、逗子市教育委員会社会教育課職員（以下、担当者とする）の指示により、適宜、調査補助員、調査作業員、重機等を日々派遣し、試掘確認調査及び本発掘調査等にかかる諸作業を実施するもので、その内容は次のとおりとする。

なお、契約期間内において、11件の試掘確認調査を想定するが、開発対応という業務の特性上、日数の増減も見込まれる。

- 1) 調査補助員は、担当者を補佐し、調査平面図・断面図等の記録作成等を行う。
- 2) 調査作業員は、調査地の環境整備（草木伐採及び現場養生等）、掘削、精査、埋め戻し、復旧作業等を行う。
- 3) バックホウは各現場の条件に応じ、担当者の指示により以下の規格から派遣するものとする。
 - ①クローラ型 標準バケット容積 平積0.10 m³相当 オペレータ（特殊作業員）を含む。
 - ②クローラ型 標準バケット容積 平積0.20 m³相当 オペレータ（運転手（特殊））を含む。
 - ③クローラ型 標準バケット容積 平積0.35 m³相当 オペレータ（運転手（特殊））を含む。
- 4) タンパ及びランマは埋め戻し作業にあたって、以下の規格で派遣するものとする。

○質量60～80 kg オペレータ（普通作業員）を含む。
- 5) その他、発掘調査補助員、発掘作業員、特殊作業員等は必要に応じて担当者が指示する作業を行う。
- 6) 以上の作業に必要な調査機材・測量機材及び仮設機材（トイレ、テント、囲い柵、防塵ネット等）の調達管理は、受注者が行うものとする。
- 7) バックホウ、タンパ及びランマの回送費、調査機材・測量機材及び仮設機材に係る賃料並びに運搬等に係る経費は、すべて諸経費に含む。

6. 業務の特殊性

本業務の文化財調査という学術的性格に鑑み、調査補助員は三浦半島地区の考古学に関する専門的な知識と経験を有することが望ましい。また、調査作業員は発掘調査作業の経験を有するものとする。

7. 安全衛生

本業務の遂行に当たっては、必要に応じて受注者において防塵ネット、囲さくを設置する等、安全対策の措置を講ずるとともに、調査期間や作業場所等の条件に応じて仮設トイレ等を設置するなど衛生管理に十分配慮すること。

8. 業務の検査

本業務に関して、受注者は、作業終了後すみやかに人員機材の稼働状況を記録した作業日報（写真を含む）及び完了届を提出し、発注者の検査を受けること。

9. 支払い方法

受注者は、前項の検査に合格したときは、適法な手続きにしたがって支払い金額を請求することができる。支払い金額の算出にあたっては、人員機材の稼働状況から直接経費を計上し、この額に応じて共通調査費、現場管理費及び一般管理費を算出して求めた発掘調査価格に、消費税額 10 パーセントを加えたものとする。

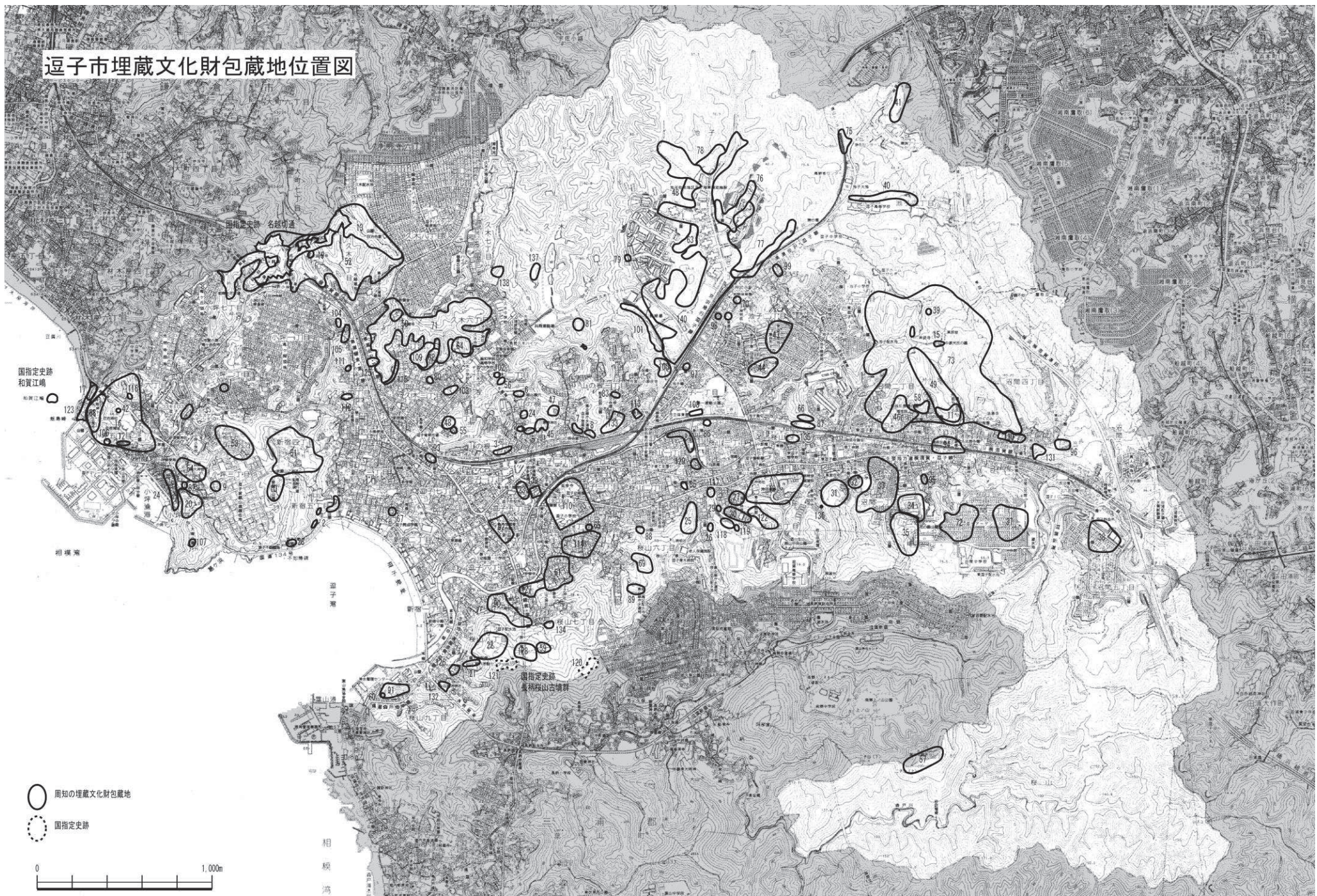
10. 個人情報

個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」によるものとする。

11. その他

本仕様書に明記がない事項及び疑義を生じた場合は、発注者、受注者がその都度協議して決定するものとする。

逗子市埋蔵文化財包蔵地位置図



- 周知の埋蔵文化財包蔵地
- 国指定史跡



[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。